

里庄町立里庄中学校 部活動設置規定

平成31年3月26日(火)

この規定は、現在の里庄中学校の部活動設置数が、生徒数・教員数だけでなく、生徒の安全確保等に課題があることを踏まえ、早期に解決することを目的に策定する。

- 1 2019年4月1日現在、設置する部活動は次のとおりとする。
①野球部 ②サッカー部 ③男子陸上競技部 ④女子陸上競技部
⑤男子ソフトテニス部 ⑥女子ソフトテニス部 ⑦女子バレーボール部
⑧女子卓球部 ⑨男子バスケットボール部 ⑩女子バスケットボール部
⑪吹奏楽部 ⑫情報科学部 ⑬柔道部 ⑭剣道部 ⑮弓道部
※ ⑬～⑮の部活動については、外部指導者の指導とする。
- 2 適正部活動数とは、担当教員が複数人にできる数とし、9～10の部活動数を適正数とする。また、運動部と文化部、野外での活動する部と体育館内の部の数も考慮する必要がある。
- 3 以上のことを考慮して、次の事項に当てはまった部活動については、募集停止措置をとる。
 - (1) 4月の新入生の入部が確定した段階で、1・2年生が秋の新人戦の団体戦構成人数に達しない場合、募集停止指定部活動とする。指定された部活動に所属している1・2年生部員は、3年生が引退後には他校との合同部活動として活動するか、他の部活動への転部を許可する。翌4月の入部希望届が提出された段階で、秋の新人戦構成人数に達しないときは、募集停止とし、1年生は他の部活動に変更しなければならない。2・3年生は、引き続き合同部活動として活動するか、他の部活動への転部を許可する。
 - (2) 学期の途中でも、1・2年生が団体構成人数を下回った時には、募集停止指定部活動とする。
 - (3) 何らかの理由で、部員数が0人になった場合は、その時点で休部とし、次年度からの募集は行わない。
 - (4) 文化部については、コンクール・仁科のロボコン等への参加が不可能になった時点で募集停止を検討する。
 - (5) ⑬～⑮については、社会体育への移行を目指す。ただし、中体連の試合については、部活動指導員の引率で、里庄中として出場できる。
 - (6) その他の部活動が、社会体育へ移行した場合でも、里庄中学校として中体連への試合出場を認める。
- 4 各競技の団体構成人数は、次の通りとする。

①野球部	9人	②サッカー部	11人
③男子陸上競技部	4人	④女子陸上競技部	4人
⑤男子ソフトテニス部	6人	⑥女子ソフトテニス部	6人
⑦女子バレーボール部	6人	⑧女子卓球部	6人
⑨男子バスケットボール部	5人	⑩女子バスケットボール部	5人
- 5 募集停止になった部活動でも、現役部員がいる場合は、最大限の努力を払って引退まで活動できるよう配慮する。
- 6 部活動の新設は、認めない。
- 7 この規定は、2019年4月1日より適用する。但し2年後の2021年度中に、部活動顧問者会等で再検討する。